

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の基本理念

筑後川の河川整備においては、筑後川とそこに暮らす地域の人々の営みによって創り出された自然・歴史・文化等に配慮し、源流から有明海に至る流域全体が調和した、「安らぎと感動の筑後川」を目指します。

安らぎと感動の筑後川

河川整備に取り組むにあたって、五つの柱を掲げ、これらに則した整備に総合的・一体的に取り組んでいくことにより、筑後川流域の安全・安心・安定、そして豊かな環境を次世代につなぐことを目指します。



守ろう! 流域の暮らし	災害に強い基盤づくりと地域防災力の向上を目指します。 ・危険の軽減と一層の安全の向上 ・防災情報の普及と質の向上 ・災害に強いまちづくり ・自助、共助、公助体制の構築
築こう! 川の恵みで豊かな社会	川の恵みを分かち合い豊かな水の社会を目指します。 ・慢性的な渇水の軽減 ・川の水量と水利用の調和 ・水利用調整の場の構築
伝えよう! 筑後川らしい自然環境	筑後川の個性あふれる環境を未来に伝えます。 ・動植物の生息・生育環境の保全 ・山から海までの視点（水・土砂）・水質の保全と向上 ・独特の汽水域環境の保全 ・川のダイナミズムの保全と創出 ・美しい河川景観
育もう! 川の楽しみ、川のよろこび	川の楽しみ・よろこびで感性を育む筑後川を目指します。 ・自然体験、環境学習の場 ・人材の育成 ・癒し、やすらぎの場 ・まちの賑わい ・川と人との繋がり ・食のよろこび
創ろう! 筑後川コミュニティ	人と筑後川との絆から豊かな地域社会を創造します。 ・川を介した地域コミュニティ ・住民、NPO、行政等の連携協働 ・川への畏敬の念 ・上下流の思いやり、流域連携 ・流域の文化や芸術の継承、創出

3. 2 計画対象区間及び計画対象期間

3. 2. 1 河川整備計画の対象区間

本計画の計画対象区間は筑後川水系の大臣管理区間*とします。

*. 一級河川には、国土交通大臣が管理する区間と都道府県知事が管理する区間があります。このうち、国土交通大臣が管理する区間を「大臣管理区間」といいます。

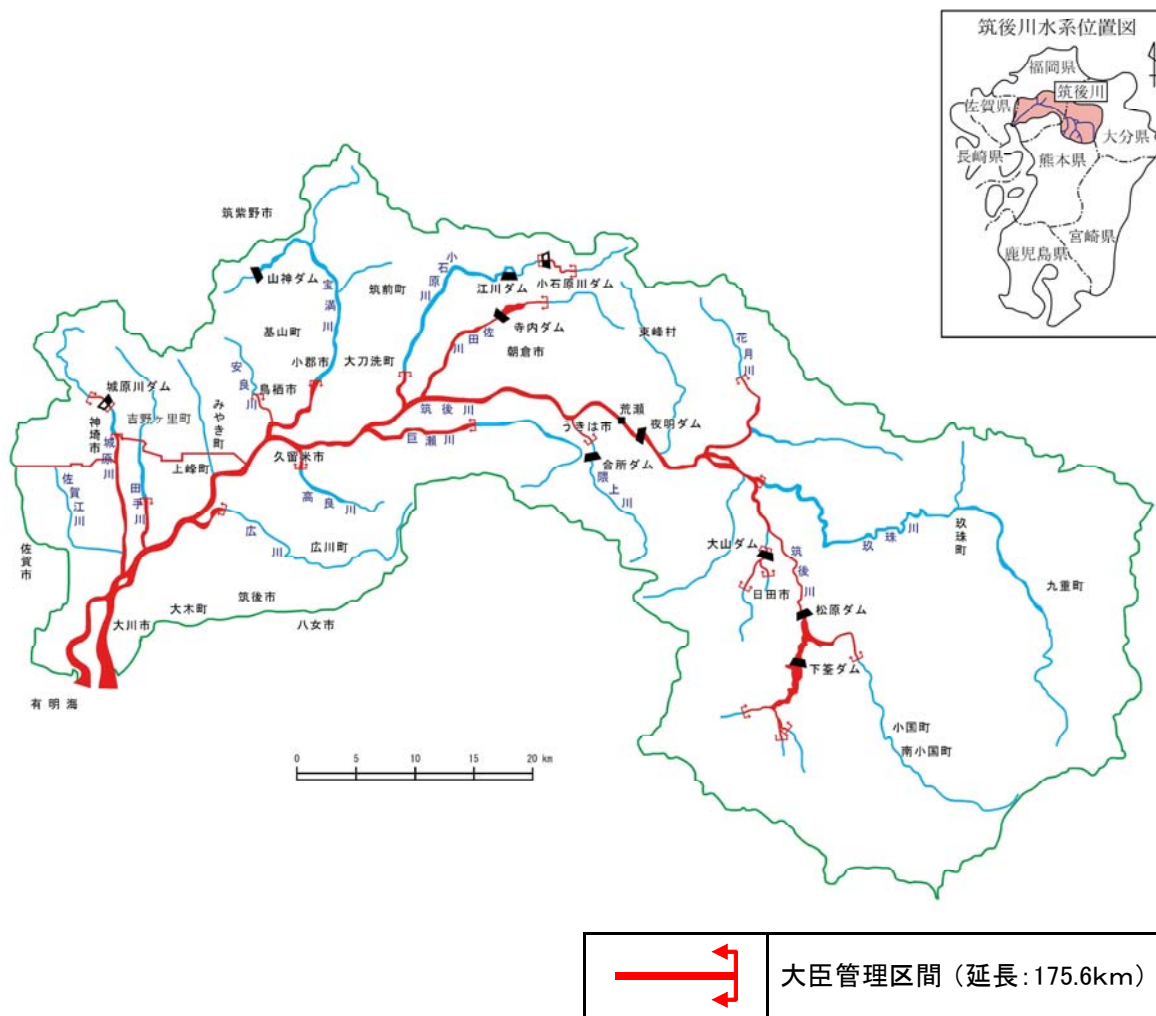


図3-2-1 筑後川水系河川整備計画の対象区間

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表3-2-1(1)

計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長(km)
筑後川 (三隈川、大山川及び杖立川を含む)	左岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城字津尾三千四百六十九番の二の二地先 右岸：同町同大字字白岩四千百十五番地先	河口	101.0
早津江川	左岸：大川市大字大野島字服部開五番の一の地先 右岸：佐賀県佐賀郡諸富町大字為重字石塚搦十七番地先	河口	10.0
佐賀江川	左岸：佐賀市蓮池町大字小松字三本杉二百五十四番の一の地先 右岸：佐賀県佐賀郡諸富町大字大堂字弁財一三百六十八番の一の地先	筑後川への合流点	2.4
城原川	東佐賀導水路の合流点	佐賀江川への合流点	9.1
	池ノ谷沢の合流点	佐賀県神埼郡神埼町大字的字駄道千八百二十九番二地先の町道橋下流端	1.8
西佐賀導水路	城原川からの分派点	嘉瀬川への合流点	9.8
倉谷川	左岸：佐賀県神埼郡脊振村大字広瀧字土堀三千百八番地先 右岸：同村同大字同字三千三百八十九番地先	城原川への合流点	1.3
由手川	左岸：佐賀県神埼郡千代田町大字下板字南川副二番の一の地先 右岸：同町大字詫田字二本松百七十五番の四地先	筑後川への合流点	3.7
広川	左岸：福岡県三潴郡筑邦町大字中津字氏口八百九十番地先 右岸：同町大字藤吉字井手の口四百八十四番地先	筑後川への合流点	3.3
坂口川	左岸：福岡県三潴郡筑邦町大字中津字小開の参千八百三十番地先 右岸：佐賀県三養基郡三根町大字坂口字二本松九百九十九番地先	広川への合流点	0.4
東佐賀導水路	筑後川からの分派点	城原川への合流点	13.4
宝満川	福岡県三井郡小郡町大字二森字馬洗川千七百二十五番の七地先の端間橋下流端	筑後川への合流点	8.2
安良川	左岸：鳥栖市幸津町字上川東二百六十七番地先 右岸：同市同町字島千三百七十九番の一の地先	宝満川への合流点	2.1
新宝満川	筑後川からの分派点	宝満川への合流点	1.4
高良川	左岸：久留米市野中町字高良川八百八十七番の四地先 右岸：同市同町同字四百二十六番地先	筑後川への合流点	1.6
巨瀬川	福岡県浮羽郡田主丸町大字田主丸字柳ノ内千百番の二地先の県道橋下流端	筑後川への合流点	9.7

※. 官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

表3-2-1 (2)

計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
こいしむら 小石原川	左岸：福岡県三井郡大刀洗町大字栄田 字西通才千三百三十六番の一 地先 右岸：同町同大字字下草場八百八十六 番の一 地先	筑後川への合流点	3.5
	左岸：福岡県朝倉郡小石原村大字小石 原字水浦国有林二十五班れ小班 地先 右岸：同村同大字字アラコ千七百六十 番地先	左岸：甘木市大字江川字甘ヶ瀬二千七 百五十三番十八地先 右岸：同市同大字字西荒鼻六百九十二 番の一 地先	4.2
さだ 佐田川	左岸：甘木市大字黒川字西原六千三十 番の一 地先 右岸：同市大字佐田字大庭ノ元五千百 九十八番地先	筑後川への合流点	16.1
	左岸：朝倉市佐田字口ノ原二千百九十 二番地先 右岸：同市佐田字木和田二千二十八番 二地先	左岸：朝倉市佐田字谷ノ尾二千二百三 十八番地先 右岸：同市佐田字木和田千九百六十二 番二地先	0.4
くまのうえ 隈上川	左岸：福岡県浮羽郡浮羽町大字朝田字 大久保千十一番の一 地先 右岸：同町大字小塩字沓取塚千五百二 十八番の一 地先	筑後川への合流点	3.4
かづつ 花月川	日田市大字花月字ツル三百三十五番の 五地先の市道明德橋	筑後川への合流点	8.7
しょうで 庄手川	筑後川からの分派点	筑後川への合流点	2.7
くす 玖珠川	左岸：日田市大字日高字牧の原二千七 百四十二番の一 地先 右岸：同市同大字字一丁目二千三百九 十五番の三 地先	筑後川への合流点	0.8
あかishi 赤石川	大分県日田郡前津江村大字大野字八瀬 林三千三百九十番地先の 大山町道橋下 流端	大分県日田郡大山西大山字ツル二千二 百十四番の四地先の町道橋上流端	3.4
たけ さこ 竹の迫川	大分県日田郡大山町大字西大山字袋山 五千六百三十四番の一 地先の上流端を 示す標柱	赤石川への合流点	1.3
つえ 津江川	左岸：大分県日田郡中津江村大字栃野 字モオラセ四百六十番の三 地先 右岸：同村同大字字田ノ迫千三百一 番 地先	筑後川への合流点	10.8
かみのだ 上野田川	左岸：大分県日田郡上津江村大字川原 字ハシカケ三千九百六十四番の 一 地先 右岸：同村同大字字トクウ山三千九百 七十四番の一 地先	津江川への合流点	2.8
かみむら 川原川	左岸：大分県日田郡上津江村大字川原 字新屋敷八百六十二番の二 地先 右岸：同村同大字字ツル三千四百八十 八番の二 地先	上野田川への合流点	2.3

※. 官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 2. 2 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね 20 年とします。

なお、本計画は、現在の社会経済状況、自然環境及び河道状況等に基づき作成したものであり、これらの状況の変化や新たな知見及び技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直します。

3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

筑後川では、堤防が整備途上の区間や、河道の流下能力が不足する区間、降雨及び河川水の堤防への浸透や洪水による堤防侵食に対して必要な安全性が確保されていない区間が存在し、これまで昭和28年6月洪水、昭和55年8月洪水、平成2年7月洪水、平成24年7月洪水、平成29年7月洪水等幾度となく甚大な被害が発生してきました。

また、「平成23年東北地方太平洋沖地震」や「平成28年熊本地震」のような大規模な地震が発生した場合においても、津波等による浸水被害の防止又は軽減を図るため、堤防や水門等の河川管理施設が所要の機能を確保する必要があります。

さらに施設の能力を上回る規模の洪水が発生した場合においても、浸水被害の軽減を図る必要があります。

このため、筑後川水系河川整備基本方針に従って、治水、利水、環境の調和を図りつつ、計画的かつ着実な河川整備を進めていきます。さらに将来の目標に向けて、適宜、本計画を見直しつつ、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する検討を行うとともに、施設の老朽化に備えた長寿命化対策や効率的かつ的確な維持管理を行い、関係機関等と連携して危機管理体制等を整備し、洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減を図ります。

気候変動に伴う降水形態の変化等により洪水や渇水等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.3.1 洪水対策

筑後川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況(戦後最大の被害をもたらした昭和28年6月洪水など)、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、筑後川水系河川整備基本方針に定めた目標(概ね150年に1回の確率で発生する洪水規模)に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

このため、基準地点荒瀬における河川整備計画の目標流量は、6,900m³/s(概ね50年に1回の確率で発生する洪水規模)とします。なお、支川の花月川、小石原川、巨瀬川、宝満川及び城原川等については、筑後川本川と整合のとれた治水計画とします。

なお、花月川については、平成24年7月、平成29年7月洪水の発生及びその頻度の増加、局地的かつ短時間の大雨による浸水被害が発生しているため、河川整備基本方針の計画高水流量1,200m³/sを目標流量とし、更なる治水安全度向上を図るため、河川整備基本方針に対応した流量を対象とした洪水調節施設に関する調査・検討を進めます。

表3-3-1 本川の整備目標及び本川の整備目標に相当する各支川の流量

河川名	目標流量等 ^{※1} (m ³ /s)	河川整備基本方針 に対応した流量 ^{※2,3} (m ³ /s)	地点名	
大臣 管理 区間	筑後川	6,900	10,000	荒瀬
	佐賀江川	610	800	諸富川合流点
	城原川	540	690	日出来橋
	田手川	390	490	田手橋
	広川	390	500	筑後川合流点
	宝満川	1,150	1,450	端間橋
	安良川	190	230	宝満川合流点
	高良川	180	230	高良川橋
	巨瀬川	560	720	中央橋
	小石原川	630	800	栄田橋
	佐田川	350	440	金丸橋
	隈上川	720	910	西隈上
	花月川	1,200	1,400	花月
玖珠川	3,100	3,900	筑後川合流点	

※1. 本川の目標流量は、概ね50年に1回の確率で発生する洪水規模の流量です。

※2. 河川整備基本方針に対応した流量は、概ね150年に1回の確率で発生する洪水規模の流量です。

※3. ダムの整備にあたっては、河川整備基本方針に対応した流量を対象として施設を整備します。

3.3.2 高潮対策

河川整備基本方針に対応した高潮対策の目標高は、九州の西方海上を伊勢湾台風規模の台風が通過することを想定して、河口において標高7.5mの堤防高を確保することとしています。これを目標とした河川整備を実施するためには、膨大な費用と年数を要することから、本計画では、若津観測所(大川市)において、観測開始以来の最高潮位を記録した昭和60年8月の台風13号による高潮に対する安全を確保することとし、河口(0k000)において標高6.0mの高さを確保します。

表3-3-2 高潮対策の目標高

河川名	区 間	河川整備計画の 目標高 (TP. m)	河川整備基本方針に 対応した目標高 (TP. m)
筑後川	0k000～2k000	6.00	7.50
	2k000～4k000	6.00	7.00
	4k000～6k000	5.50	
	6k000～10k000	5.50	6.50
	10k000～11k000	4.50	
早津江川	0k000～1k600	6.00	7.50
	1k600～2k000	6.00	7.00
	2k000～4k000	5.50	
	4k000～6k000	5.50	6.50
	6k000～7k000	5.00	
諸富川	0k000～1k800	5.50	6.50
佐賀江川	0k000～1k200	5.00	6.50
	1k400～2k000	4.50	
城原川	0k000～0k400	4.50	6.50
	0k400～2k000	4.50	5.80
	2k000～2k400	4.00	

※. 河川整備計画の目標高は、昭和60年8月の台風13号通過時の観測潮位に、想定される打上波高を考慮して設定しています。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

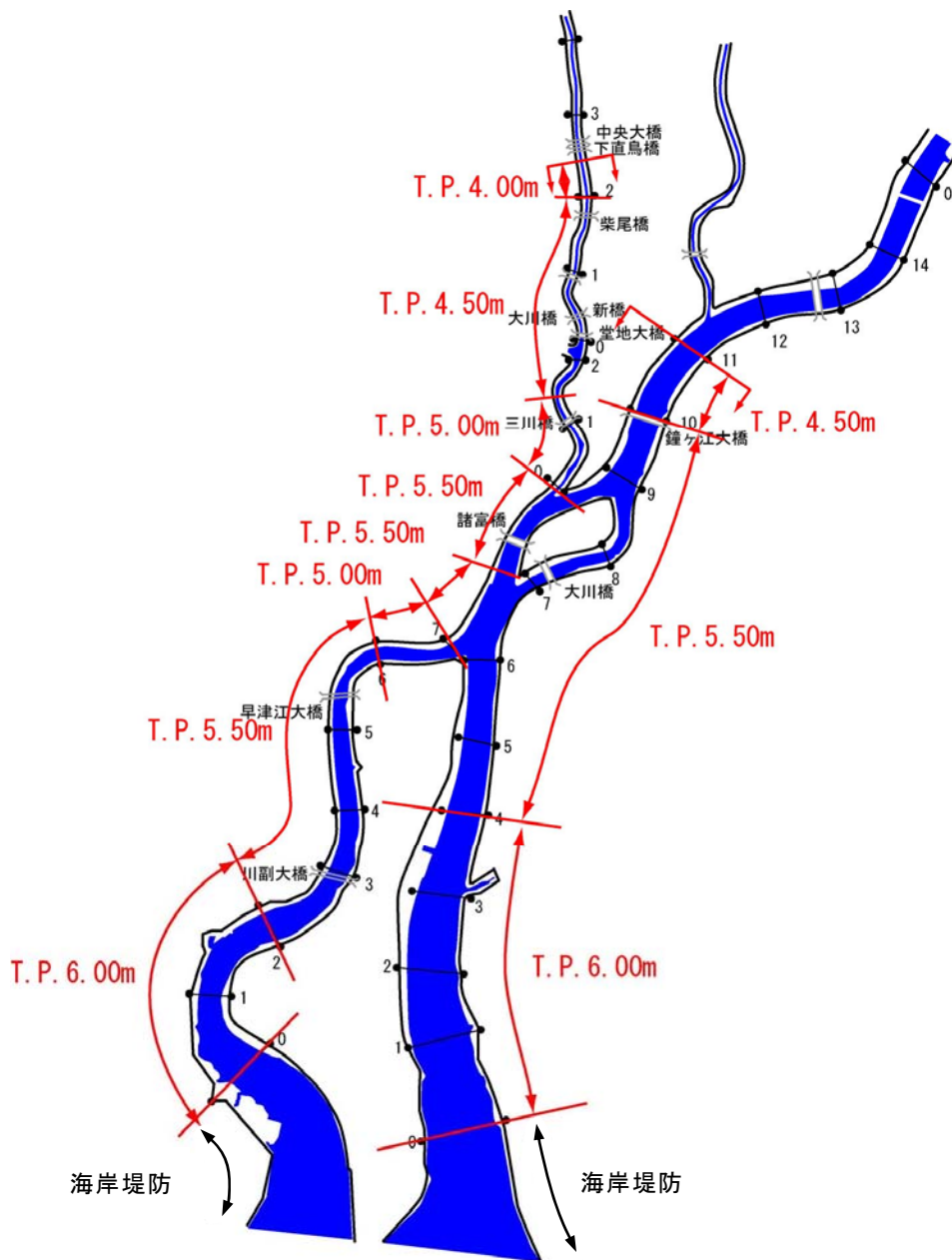


図3-3-1 高潮対策の目標高の範囲図

3.3.3 内水対策

家屋の床上浸水の発生等、内水氾濫による浸水被害が著しい地域においては、関係機関等と連携して、適切な役割分担のもとで必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

3.3.4 地震・津波対策

地震・津波対策については、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な耐震対策を実施し、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」や「平成 28 年熊本地震」のような大規模な地震動が発生しても、河川管理施設として必要な機能の確保に努めます。また、河川堤防が、海岸における防衛と一体となって津波被害を防御できるよう努めます。

3.3.5 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ります。決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、想定される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

3.3.6 気候変動への対応

気候変動による外力の増大と、それに伴う洪水や濁水被害の激甚化や発生頻度の増加等、様々な事象を想定し、関係機関と連携し、必要な対策を進めていきます。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

筑後川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量^{※1}は、農業用水の必要量等を踏まえ、夜明^{よあけ}地点において、かんがい期でおおむね $35\text{m}^3/\text{s}\sim 40\text{m}^3/\text{s}$ 程度と想定されていますが、河口部のノリの養殖、汽水域の生態系等について更に調査・検討します。

また、支川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、必要に応じて調査・検討します。

河川水の利用については、取水実態等の変化を踏まえ慣行水利権を許可水利権に変更するなど更に適正な水利用を目指します。また、「筑後川水系水資源開発基本計画(通称:フルプラン)」^{※2}と整合をとり、水利用の安定化を目指します。

※1. 動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止、河口閉塞^{へいそく}の防止、地下水位の維持、河川管理施設の保護及び河川水の適正な利用を総合的に考慮して、渇水時において維持していくために必要な流量のことです。

※2. 水資源開発基本計画(通称:フルプラン)は、水資源開発促進法に基づき、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い、用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な河川の水系を水資源開発水系として指定し、この水資源開発水系に係る地域について策定するものです。

3.5 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境については、治水、利水との調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を目指します。また、筑後川の歴史・文化等の地域特性を踏まえ、周辺の自然や町並み等と調和した良好な河川景観の形成を目指します。

水質については、環境基準を維持するとともに流域全体で更なる水質の向上を目指します。

河川空間の利用については、秩序ある利用を維持し、河川の持つ多面的な機能が更に発揮されるようにします。